

地方独立行政法人奈良県立病院機構「令和元年度第12回理事会」議事録

1. 日 時：令和2年3月30日（木） 14時00分～
2. 場 所：医療専門職教育研修センター 教育研修棟3階 会議室2
3. 出席者：上田理事長、上山副理事長、斎藤理事、菊池理事、横山理事、川手理事、村田理事、田辺監事、事務局

地方独立行政法人奈良県立病院機構定款第14条第3項に規定する「副理事長及び理事の過半数」の出席を満たすことから、本会は有効に成立。

4. 議 題 議決事項

(1) 旅費規程改正等について

職員に旅費を支給する事務作業の簡素化による効率性の向上及び旅費の削減を図るため、職員旅費規程の改正等を行う。

(結論)

原案のとおり議決された。

(2) 料金規程の改定について

作成が複雑で時間の要する一部の文書について料金の改定を行う。

(結論)

原案のとおり議決された。

(3) 会計・契約規程の改定について

より効率的・効果的で迅速な契約業務の遂行を目的として、契約に関する事項（随意契約によることが可能な場合の金額基準、競争入札における価格交渉落札方式の導入）について、必要な改正を行う。

(結論)

原案のとおり議決された。

(4) 組織規程の一部改正について

○総合医療センター

①患者支援センターの下に、「患者サービス推進室」、「地域医療連携室」、「入退院支援室」を設置する。

②「臨床心理室」を新設する。

○西和医療センター

①「災害対策室」を新設する。

②事務部2課（総務課、医事課）を3課（総務課、財務課、医事課）に再編する。

- ・総務課に、総務係、職員係及び研修係を置く。
- ・財務課に、経理係、管財係及び施設係を置く。

○看護専門学校

「庶務係」を「総務・企画係」に改称する。

○その他所要の改正を行う。

（結論）

原案のとおり議決された。

（5）職の設置規程の一部改正について

- ・法人本部事務局に置くことができる職員の職として、「主幹」を設ける。
- ・病院に置くことができる職員の職として、「課長補佐」、「総務主任係長」を設ける。
- ・看護専門学校に置くことができる職員の職として、「主幹」を設ける。
- ・その他所要の改正を行う。

（結論）

原案のとおり議決された。

（6）事務決裁規程の一部改正について

法人の各所属における事務遂行上の責任の範囲を明らかにすることで事務の安定性を確保するとともに、事務の能率的な運営を図ることができるよう、規程の改正を行う。

（結論）

原案のとおり議決された。

（7）働き方改革対応関係の規程改正等について

○勤務時間規程関係

- ・総合医療センターにおける夜間時間帯の統一について
- ・西和医療センターの臨床工学技士の勤務について
- ・その他

○給与規程関係

- ・医師給与の逆転現象の是正（緩和）について
- ・緊急医療業務従事手当（給与規程25条11号）の対象者の対象職員の明確化
- ・その他

○その他（継続検討事項）

- ・呼出手当（出勤の有無にかかわらず）の導入の検討について
- ・医師の緊急医療等にかかる特殊勤務手当の見直しについて

（結論）

原案のとおり議決された。

（8）令和2年度 年度計画について

（結論）

原案のとおり議決された。

- (9) 令和2年度予算について
(結論)
原案のとおり議決された。

報告事項

- (1) 法人の経営状況報告
・資料に基づき説明を行った。
- (2) センター間における技術指導の促進について
・資料に基づき説明を行った。
- (3) 職員満足度調査結果について
・資料に基づき説明を行った。
- (4) 看護専門学校 令和元年度学校評価について
・資料に基づき説明を行った。
- (5) 新規採用職員研修に係る内容変更について
・資料に基づき説明を行った。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の対応について
・資料に基づき説明を行った。

以上